

公益財団法人鳥取県スポーツ協会評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会(以下「本会」という。)定款第19条及び第32条の規定に基づき、本会の評議員及び役員の報酬並びに費用に関し、法令に定めるもののほか必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

2 常勤役員とは、理事のうち本会を主たる勤務場所とし、事務局職員に準じた勤務をする者をいう。

3 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

(報酬等)

第3条 この規程において報酬並びに費用とは、次の各号に定めるところによる。

(1)会長に支給する月額報酬

(2)常勤役員に支給する月額報酬及び賞与相当分報酬

ただし、職員を兼ねる常勤役員については、報酬を支給しないものとし、公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員給与規程により給与を支給するものとする。

(3)監事の業務に対する報酬

(4)本会から役員等に対し出席を求める評議員会及び理事会において支給する報酬

(5)費用とは、役員等の職務執行に伴い発生する旅費交通費(宿泊費を含む)等とし、職員の例により支給するものとする。

(月額報酬)

第4条 会長及び常勤役員の月額報酬は、別表1に定める月額報酬表に掲げるとおりとする。

(監事の報酬)

第5条 監事の業務に対する報酬は、別表2に定める監事業務報酬表に掲げるとおりとする。

(会議時の報酬)

第6条 役員等は、本会評議員会及び理事会に出席したとき、別表3に定める評議員会及び理事会に係る役員等報酬支給基準に基づき報酬を支給することができる。

(月額報酬の支給)

第7条 会長及び常勤役員の月額報酬の支給日は、職員の例による日とする。

(賞与相当分報酬の支給)

第8条 常勤役員に支給する賞与相当分報酬については、別表4に定める賞与相当分報酬表に掲げるとおりとする。

附 則

この規程は、公益財団法人鳥取県体育協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年1月 1 日から施行する。ただし、別表4については、平成27年12月1日から適用するものとする。

2 平成27年12月に支給する賞与相当分報酬の額は、改正後の別表4に関わらず、次に掲げる額とする。

改正後の別表4表中賞与相当分報酬欄「194. 5／100」とあるのは「200／100」と読み替えた場合の同規程の規定に基づいて平成27年12月に支給されることとなる賞与相当分報酬の額

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された賞与相当分報酬は、改正後の規程の規定による賞与相当分報酬の内払とみなす。

附 則

1 この規程は、平成28年12月22日から施行するものとし、平成28年4月1日から適用する。

2 平成28年12月に支給する賞与相当分報酬の額は、改正後の別表4に関わらず、次に掲げる額とする。

改正後の別表4表中賞与相当分報酬欄「187／100」とあるのは「184. 5／100」と読み替えた場合の同規程の規定に基づいて平成28年12月に支給されることとなる賞与相当分報酬の額

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された賞与相当分報酬は、改正後の規程の規定による賞与相当分報酬の内払とみなす。

附 則

1 この規程は、平成30年3月28日から施行するものとし、平成29年4月1日から適用する。

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された賞与相当分報酬は、改正後の規程の規定による賞与相当分報酬の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成31年3月27日から施行するものとし、賞与相当分報酬表については、平成31年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、令和2年3月24日から施行するものとし、令和元年12月1日から適用する。

2 令和元年12月に支給する賞与相当分報酬の額は、改正後の規程第8条別表4に関わらず、

次に掲げる額とする。

改正後の別表4表中賞与相当分報酬欄「202.5／100」とあるのは「212／100」と読み替えた場合の同規程の規定に基づいて令和元年12月に支給されることとなる賞与相当分報酬の額

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された賞与相当分報酬は、改正後の規程の規定による賞与相当分報酬の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行するものとし、令和2年12月1日から適用する。
- 2 令和2年12月に支給した賞与相当分報酬の額は、改正後の別表4に関わらず、「198.5/100」と読み替え、改正後の規程の規定による月額報酬の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和3年10月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月28日から施行するものとし、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年6月27日から施行するものとし、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年6月27日（評議員会議決日）から施行し、同年4月1日から適用する。

別表1

月額報酬表

区 分	月 額 報 酬	
	報 酬	その他の報酬
会 長	月額150, 000円	—
常勤役員(専務理事)	月額319, 000円	職員の例による通勤手当

別表2

監事業務報酬表

区 分	報 酬
監事業務1日につき	30, 000円

別表3

評議員会及び理事会に係る役員等報酬支給基準

区 分	報 酬
評議員会又は理事会出席1回につき (会長及び常勤役員は除く。)	3, 000円

別表4

常勤役員の賞与相当分報酬表

区 分	報 酬
賞与相当分報酬	6月支給分 月額報酬(通勤手当を除く。)の 112.3/100
	12月支給分 月額報酬(通勤手当を除く。)の 112.3/100